

# 教育警察常任委員会

## 所管事項調査

### 1 犯罪対策と交通事故対策の現状と課題について

- ・ **資料1** 犯罪情勢とその対策…………… 1頁
- ・ **資料2** 令和2年版成果レポート（案）  
第1編（第二次行動計画の評価）施策141犯罪に強いまちづくり…………… 5頁
- ・ **資料3** 令和2年版成果レポート（案）  
第2編（第三次行動計画の取組）施策141犯罪に強いまちづくり…………… 10頁
- ・ **資料4** 交通事故情勢とその対策…………… 14頁

### 2 警察活動の基盤整備について

- ・ **資料5** 施設の老朽化対策①（交通安全施設）…………… 18頁
- ・ **資料6** 施設の老朽化対策②（警察署）…………… 19頁
- ・ **資料7** 施設の老朽化対策③（交番・駐在所）…………… 20頁

### 3 制度の見直しについて

- ・ **資料8** 制度の見直し…………… 21頁

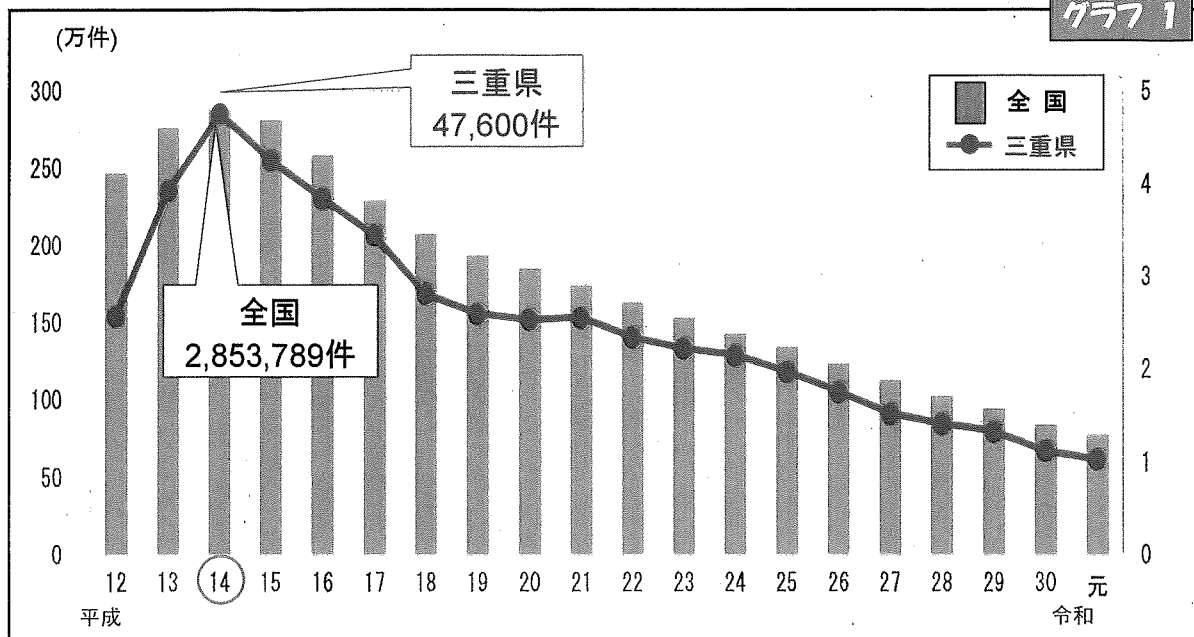
令和2年6月

警察本部



# 犯罪情勢とその対策

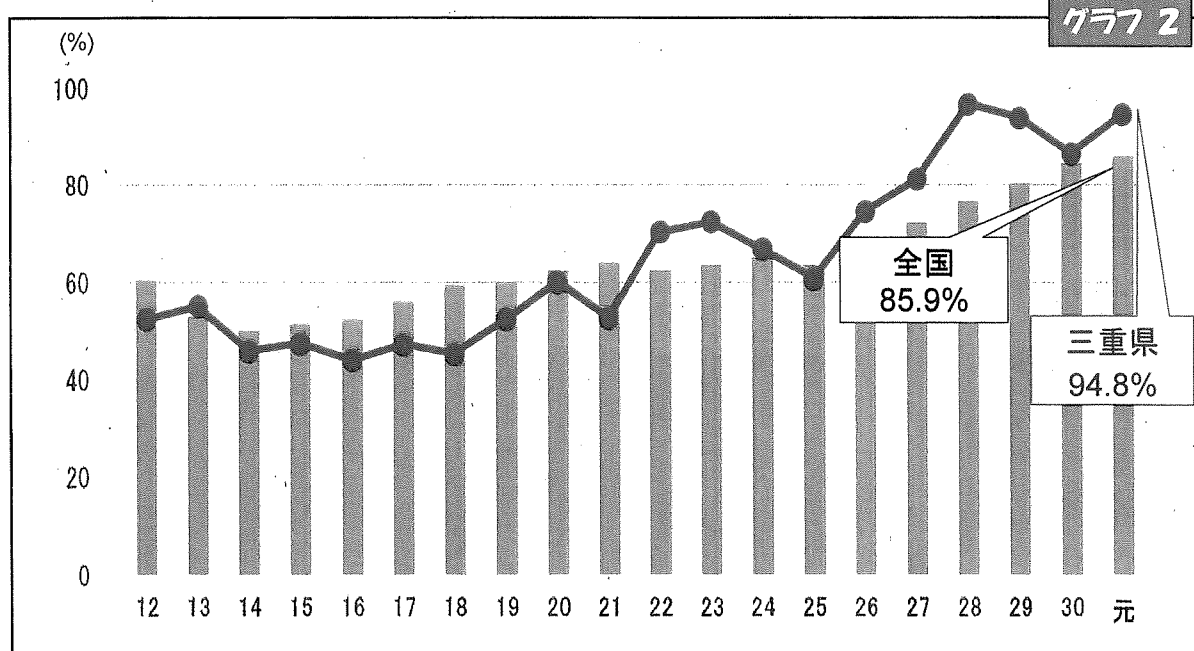
## 【刑法犯認知件数の推移】



○刑法犯の認知件数は、全国でも当県でも、ひったくり等の街頭犯罪の多かった平成14年をピークに減少が続き、昨年はピーク時の4分の1以下になりました。今年も減少傾向は継続しており、5月末現在、前年同期比で586件減少しています。

○一方で、殺人や強盗、特殊詐欺等の発生は後を絶たず、治安情勢は予断を許しません。

## 【重要犯罪の検挙率の推移】



○ここでいう「重要犯罪」とは殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買を指します。防犯カメラ画像の解析やDNA型の鑑定その他の科学捜査技術の向上等により、その検挙率は当県でも年々上昇しています。

図 1

【防犯カメラ画像の収集、分析】

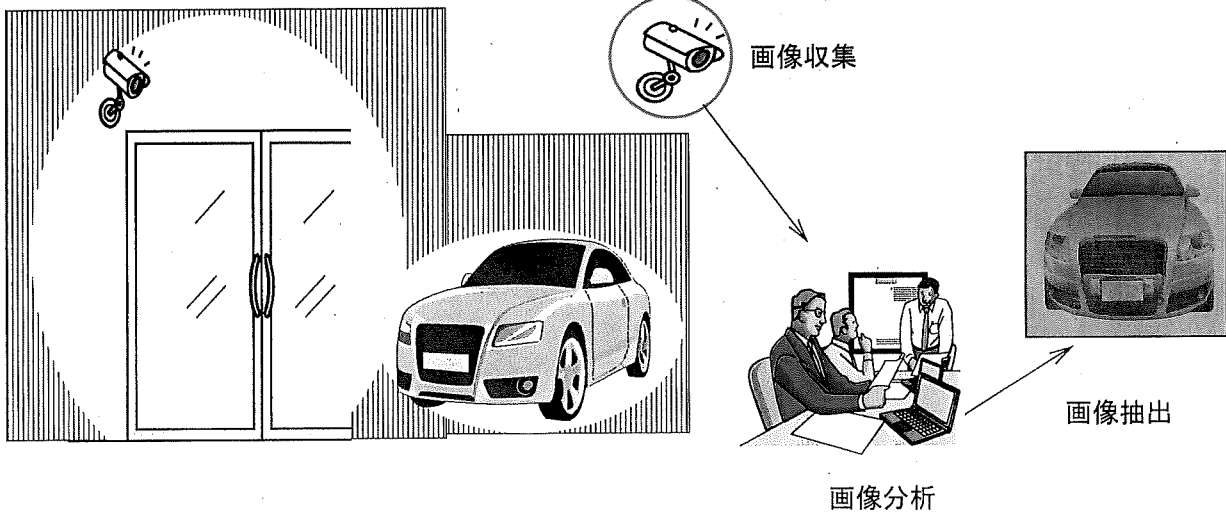


図 2

【画像鮮明化（イメージ図）】

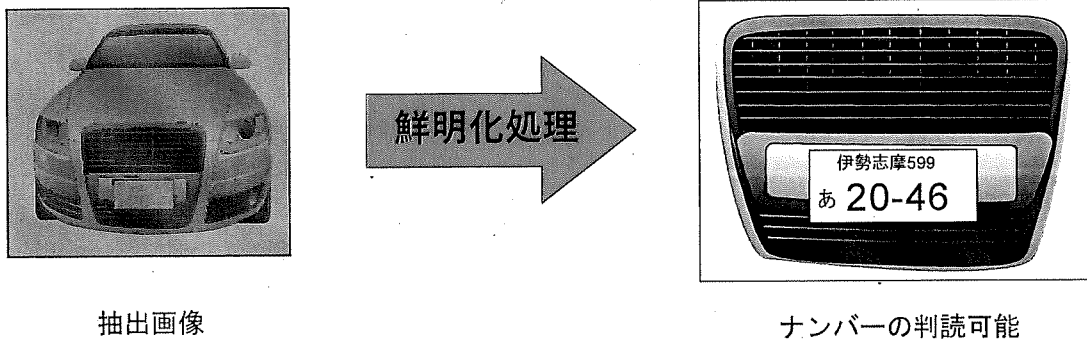
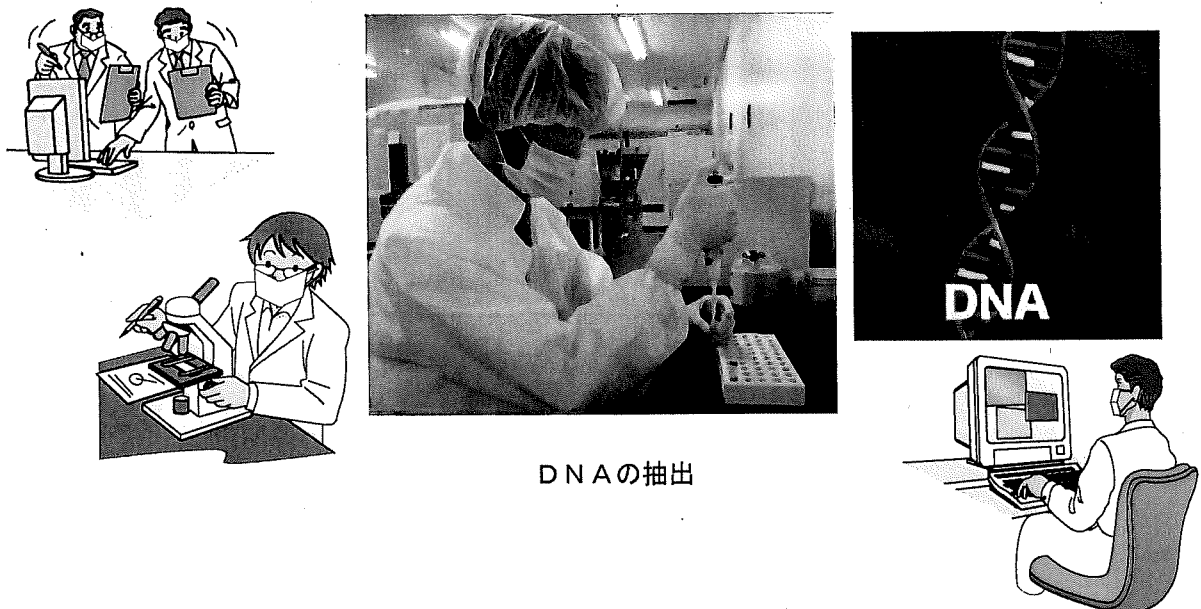


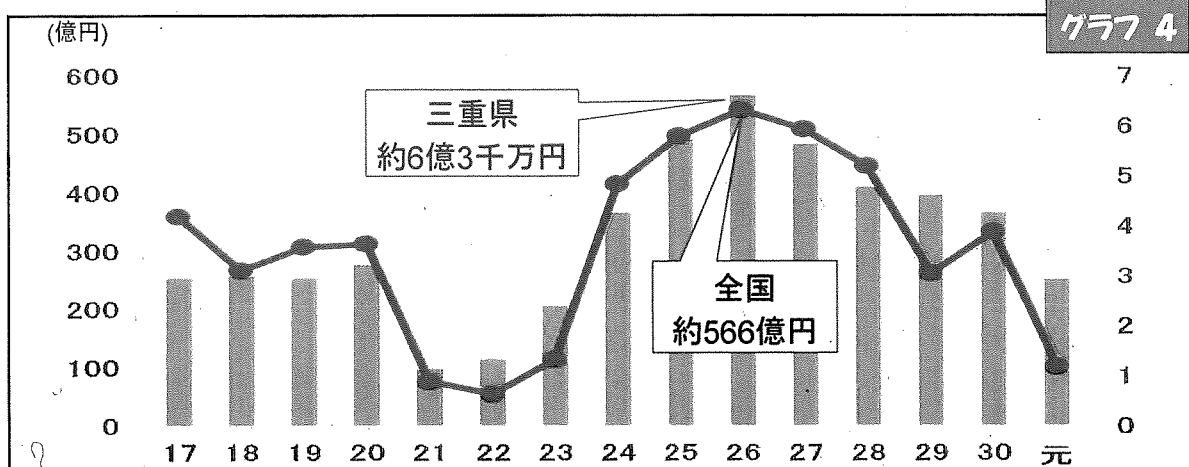
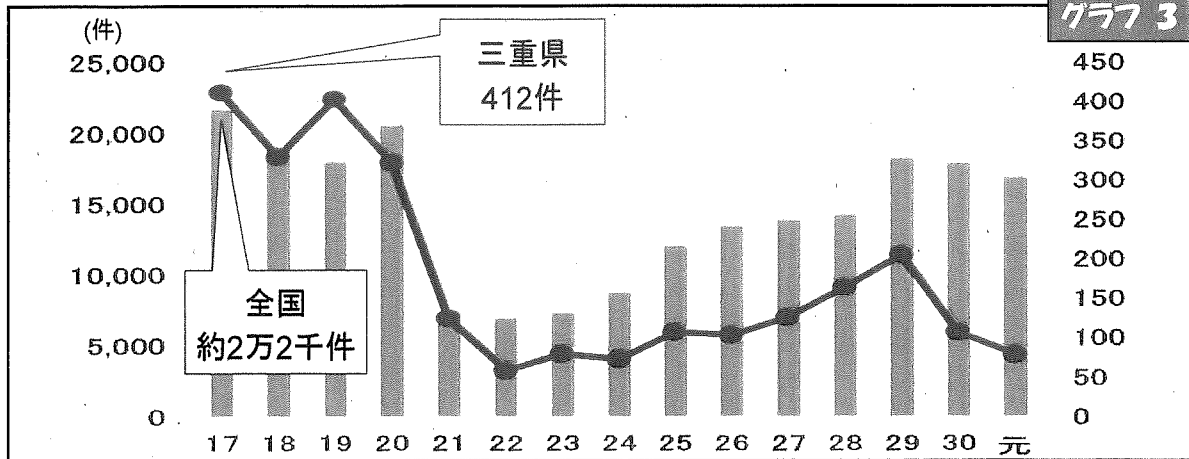
図 3

【DNA型鑑定】



DNAの抽出

【特殊詐欺の認知件数・被害額の推移】



- 特殊詐欺の被害は、全国・当県共に一旦は減少傾向にあったものが、平成22年から再び増加傾向に転じ、その後にもた減少傾向に入るといふカーブを描いています。
- 捜査技術の向上や、手口が知られることによる防犯意識の向上が犯行を抑止する一方、犯罪者の側も次々と新しい手口を生み出すとともに、首魁が捕まりにくい組織作りを進めており、一進一退の攻防が続いていると言えます。
- 最近では、被害者の隙を見てキャッシュカードを盗む手口が増加しています。新型コロナウイルス感染症のような、時流に即したテーマも扱われやすいです。最新の「だましの手口」を広く発信する必要があるほか、被害金の引出し時に声を掛けてもらえるよう、金融機関やコンビニ・スーパー等との連携を強めています。

三重県警察からのお知らせ

①キャッシュカードをだましとる手口

「現金があるので取り込みます。」  
「キャッシュカードが古くて取り込みなので、新しいものへ変更手続きをお願いします。」  
「古いキャッシュカードは回収します。」  
「警察官」や「金融機関職員」等を装った犯人が自宅を訪問してキャッシュカードをだましとる。

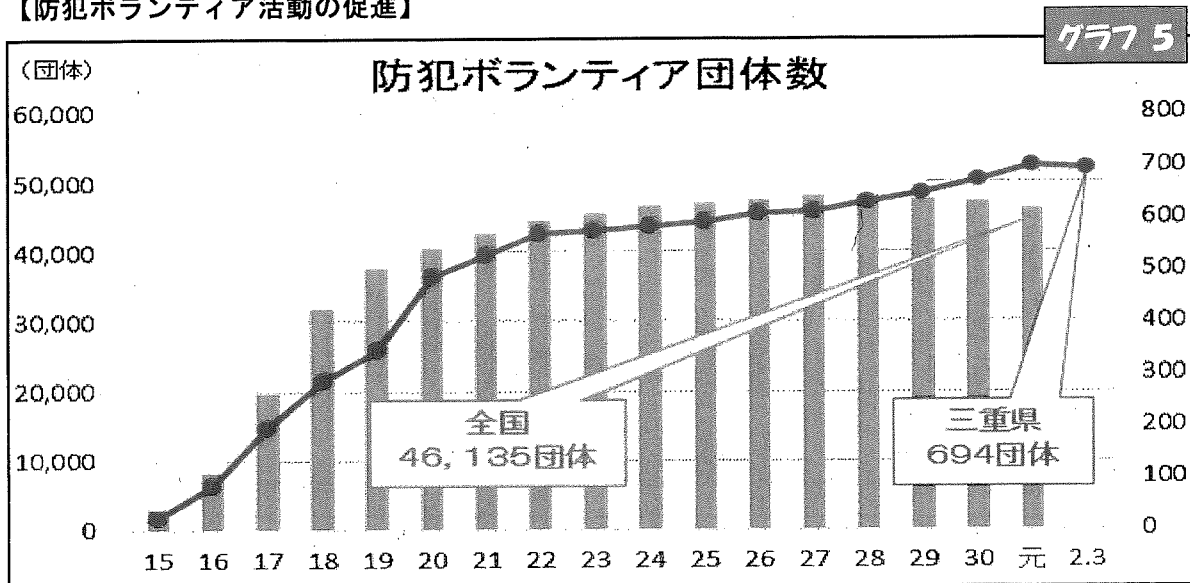
②キャッシュカードを盗みとる手口

「キャッシュカードを盗みとる手口です。」  
「印が偽造です。」  
「警察官」や「金融機関職員」等を装った犯人が自宅を訪問し、持参した封筒にキャッシュカード等を入れさせ、「封印をしますので印鑑を用意して欲しい」と言い、印鑑を収めている封筒に別の封筒にすり替えて、盗みとる。  
「詐欺グループを逮捕したら、名簿にあるあなたの名前が載っていました。」  
近くにいる者が行くので、持参する封筒にキャッシュカードと現金等を盗みとる。盗みとる封筒に入れ替えて盗まれます。

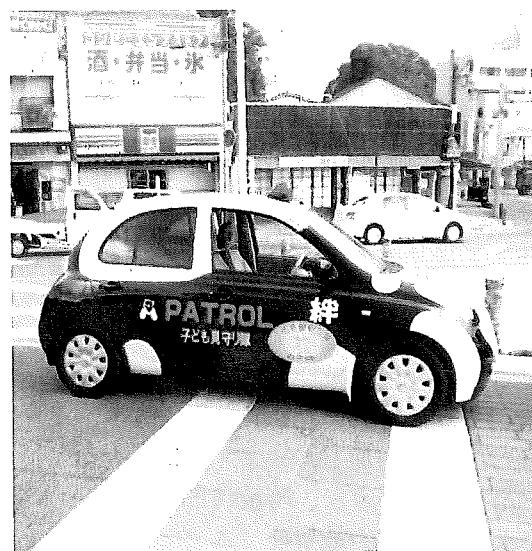
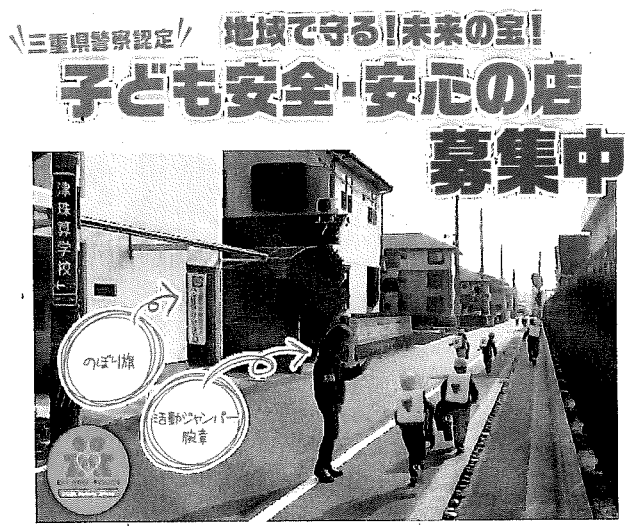
暗証番号は教えない!! キャッシュカードは渡さない!!

「キャッシュカードを預かる、交換する、保管する」という電話は要注意!! このような電話があった場合は警察や知人に相談するか、最速の警察署又は交番・駐在所にご連絡ください。

【防犯ボランティア活動の促進】



- 社会が一体となった、地域ぐるみの犯罪抑止対策を推進する上で、防犯ボランティアの役割は非常に重要です。当県では、犯罪情勢が悪化していた平成15年頃から防犯ボランティア団体が多く結成されるようになり、その数は高水準で安定しています。
- 警察では、こうした団体に対し、①犯罪の発生状況その他の情報の提供、②活動に必要な物品の提供、③活動に関する助言、④共同での活動等の支援を行っています。
- 今後、働いている現役世代の参加を促進するため、企業ぐるみで地域の防犯活動への参加協力を働きかけるなど、担い手の拡大に努めます。「自分たちで地域を見守る」という視点から、子どもの見守り活動等を行う店舗・事業者の拡充に取り組みます。



# 令和2年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

## 第1編（第二次行動計画の評価）

令和2年6月  
三重県

施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

令和元年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標と、全ての活動指標の目標を達成したため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---------------------------------------

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
刑法犯認知 件数		15,178件 未滿	15,178件 未滿	15,178件 未滿	15,178件 未滿	1.00
	15,178件	14,112件	13,346件	11,247件	10,322件	

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
令和元年度 目標値の考え方	第二次行動計画策定時、平成27年中の刑法犯認知件数が平成になってから最少となる15,178件となり、ピークであった平成14年以降、ほぼ一貫して減少していたことから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成27年の数値」を基準に1件でも減少させることを目標にすることとしました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
14101 みんなで 進める犯罪抑止 活動と犯罪被害 者等支援の充 実・強化 (警察本部)	防犯ボランティ アの団体数		630 団体	650 団体	670 団体	690 団体	1.00
		610 団体	630 団体	653 団体	674 団体	694 団体	



活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (警察本部)	重要犯罪の検挙率	81.3%	70.0%以上 96.9%	70.0%以上 94.1%	70.0%以上 86.7%
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (警察本部)	交番・駐在所の機能強化数	2か所	年2か所以上 2か所	年2か所以上 2か所	年2か所以上 4か所	年2か所以上 3か所	1.00

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,977	4,127	4,717	3,635	3,549
概算人件費 (配置人員)					

#### 令和元年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪抑止活動を推進した結果、令和元年中の刑法犯認知件数は戦後最少を記録しました。一方で、県民に強い不安を与える重要犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、ストーカー・DV事案の認知件数やサイバー犯罪被害相談件数が高止まりするなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、市町や地域住民など、さまざまな主体と連携・協働した対策を推進する必要があります。
- ②新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進した結果、令和2年3月末現在の防犯ボランティア団体数は694団体となり、令和元年度中、20団体増加しました。一方で、近年、全国では登校中の児童らが殺傷される事件などが発生していることから、通学路における子どもの安全を確保するため、引き続き、地域住民等による防犯ボランティア活動を活性化させるための各種支援を推進する必要があります。
- ③少年警察ボランティア\*や関係機関等の協力を得て、非行少年の立ち直り支援活動や学校と連携した非行防止教室の開催等に取り組みました。また、全国的に増加傾向にあるSNSに起因する子どもの犯罪被害を防止するため、運用型LINE広告\*を活用した広報啓発を実施しました。一方で、刑法犯少年の再犯者率は依然として30%を超えているほか、SNSに起因する子どもの犯罪被害のすべてが性被害であることから、引き続き、少年の非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ④特殊詐欺の被害を減少させるため、高齢者をはじめ県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発を実施するとともに、自動通話録音警告機や迷惑メール防止サービスの利用などによる被害に遭わないための環境整備を促進しました。また、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策に取り組みました。一方で、高齢者を中心とした被害は依然として後を絶たないことから、引き続き、関係機関、事業者等と連携した対策を推進する必要があります。

- ⑤ ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案に対しては、部門間の連携による組織的対応により、加害者の検挙措置をはじめ、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を講じました。また、地域精神科医等と連携し、治療の必要性のあるストーカー加害者に対して治療を勧めるなど、再犯防止対策を推進しました。引き続き、被害の未然防止に向けて、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進する必要があります。
- ⑥ サイバー空間の脅威に対し、知見を有する学術機関、民間事業者と連携し、官民一体となって被害防止対策を推進したほか、演習用資機材を活用し、サイバー犯罪・攻撃の発生に伴う初動対応や捜査に関する対処訓練等を実施しました。一方で、サイバー犯罪被害相談件数が高止まりとなっていることから、産学官の連携による被害防止のための情報発信を一層強化する必要があります。
- ⑦ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター等と連携し、中学生や高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や犯罪被害者週間の機会をとらえた、「犯罪被害者支援を考える集い\*」等の広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について県民の理解の促進を図りました。引き続き、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに沿ったきめ細かな支援を適切に行うとともに、二次被害防止等のための取組を強化する必要があります。
- ⑧ 厳しい国際テロ情勢をふまえ、テロ対策パートナーシップ\*を始めとする官民一体となった取組や実戦的な訓練を実施するなど、テロの未然防止に向けた取組を推進しました。今後も、県内外で大規模行事の開催も予定されていることから、引き続き、各種テロ対策を推進する必要があります。
- ⑨ 県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪に対し、迅速・的確な初動捜査体制の確保、捜査における科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進した結果、重要犯罪の検挙率は94.8%で、目標値(70.0%以上)を大きく(24.8ポイント)上回りました。引き続き、重要犯罪をはじめ、暴力団・来日外国人犯罪など、県民に不安を与える犯罪の徹底検挙を図る必要があります。
- ⑩ 警察活動を支える基盤を強化し、警察活動の効率化を図るため、老朽・狭隘な施設の建て替え(駐在所1か所)や、パトカー未配備の駐在所(2か所)へのパトカーの配備により、駐在所機能の充実・強化を図りました。引き続き、交番・駐在所の建て替えや装備資機材の配備、捜査支援システムの拡充等、警察活動を支える基盤の充実・強化を図る必要があります。
- ⑪ 地域の防犯活動等をけん引する「安全・安心まちづくり地域リーダー」を養成したほか、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため、これまでの成果や課題等をふまえて、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」を策定しました。今後は、同プログラムに基づき、市町と緊密な連携のもと、地域の自主的な防犯活動等を促進する必要があります。
- ⑫ 「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設するとともに、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。今後は同推進計画に基づき、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解促進を図るとともに、県や市町の取組に加え、県民の皆さんや事業者等の協力のもと、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進する必要があります。

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止活動を推進した結果、県民指標の刑法犯認知件数は、令和元年には戦後最少となり、目標を達成しました。

また、活動指標についても、防犯ボランティア団体数は過去最多、重要犯罪の検挙率は4年間高水準を維持するなど、全ての目標を達成しました。

このほか、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の具現化を図り、地域住民の主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されるよう取り組んだ結果、地域の防犯活動に参加した経験のある県民の割合が増加するなど、地域の防犯活動が活発化しました。犯罪被害者等支援については、平成31年4月に施行した三重県犯罪被害者等支援条例に基づき、三重県犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。

今後も、県民の安全・安心を確保するため、犯罪防止に向けた取組の効果的な推進や県民に不安を与える重要犯罪等の徹底検挙、交番・駐在所の建て替えや防犯カメラの設置など警察活動を支える基盤整備に向けた取組、犯罪被害者等支援施策を一層推進していく必要があります。

#### 【第三次行動計画の関連する施策】

施策141：犯罪に強いまちづくり



# 令和2年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

## 第2編（第三次行動計画の取組）

令和2年6月  
三重県

施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数		9,400件 未満				7,500件 未満
	10,322件					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
2年度目標値の考え方	刑法犯認知件数は、ピークであった平成14年以降ほぼ一貫して減少しており、現状の刑法犯認知件数の減少傾向を維持させる必要があります。 令和5年に7,500件未満とすることを目標に、毎年段階的に減少させることとし、令和2年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「子ども安全・安心の店」認定事業所数		600事業所以上				1,000事業以上
	262事業所					
重要犯罪の検挙率		90%以上				90%以上
	94.8%					
機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数		85か所以上				100か所以上
	80か所					
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数		11市町				29市町
	2市					

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,549	3,916			
概算人件費					
(配置人員)					

**令和2年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 木村 光伸 電話:059-222-0110】**

- ①安全で安心できる県民生活を確保するため、地域の犯罪情勢に応じ、市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ②地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対して、その活動が持続するよう、関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進するとともに、子どもの登下校時における犯罪被害を防止するため、事業所や業界団体への働きかけにより、子どもの見守り活動等を行う「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みます。
- ③少年警察ボランティア\*、関係機関等と連携し、非行少年等の居場所づくり活動等の立ち直り支援を実施するとともに、規範意識を醸成する非行防止教室等を開催します。また、SNSに起因する子どもの犯罪被害を未然に防止するため、新たに中学生・高校生となる子どもを対象に運用型LINE広告\*を活用した広報啓発等の対策を推進します。
- ④特殊詐欺の被害を減少させるため、「県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進」、「防犯機能を備えた電話用機器の普及をはじめとした被害に遭わないための環境整備の促進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、関係機関・事業者等と連携し、発生実態に応じた被害防止対策を推進します。
- ⑤人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、認知段階から関係部門が緊密に連携し、事案の危険性・切迫性の判断、加害者の検挙、被害者等の保護など、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を徹底します。
- ⑥サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化するとともに、サイバー犯罪の取締り、産学官連携の枠組みを通じた情報発信、演習用資機材を活用した実践的な訓練等に取り組みます。
- ⑦厳しい国際テロ情勢の中、県内外で大規模行事の開催も予定されていることから、テロの未然防止に向けて、引き続き、県民の皆さんの理解と協力を得つつ、テロ対策パートナーシップ\*をはじめとする官民一体となった各種テロ対策を推進します。
- ⑧重要犯罪をはじめ、暴力団犯罪や来日外国人犯罪など、県民に不安を与える犯罪の早期・徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底はもとより、捜査支援システムや科学捜査を活用した捜査活動を推進します。
- ⑨さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、老朽化が進み狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。
- ⑩犯罪被害者等が早期に被害から回復し、平穏な生活を営むことができるよう、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行います。また、二次被害を防止するため、研修等により犯罪被害者等支援従事者の技能向上を図るなどし、犯罪被害者等のニーズに沿ったきめ細かな支援を行います。

- ⑪「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、市町との一層の連携強化を図るとともに、地域の自主的な防犯活動等を促進するなど、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりの実現に向けた取組を進めます。
- ⑫犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関等が相互に連携し、必要な支援を途切れることなく提供する総合的な支援体制の整備を進めるとともに、「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発活動の推進などにより、県民の皆さんの犯罪被害者等への理解促進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える三重の実現をめざします。

\* 「○」のついた項目は、令和2年度に特に注力するポイントを示しています。



## 交通事故情勢とその対策

## 【交通安全対策のあゆみ】

	自動車保有 台数(全国)	信号機設置数 (全国)	死者数		
			全国	三重県	
29年	1,094,784		6,374	125	現行警察制度発足
30年	1,338,313		6,379	111	
31年	1,501,740		6,571	128	
32年	1,775,120		7,575	135	
33年	2,069,143		8,248	134	
34年	2,404,118		10,079	159	
35年	2,898,479		12,055	231	道路交通法の制定
36年	3,403,768		12,865	281	
37年	4,134,776		11,445	232	交通警察官1万人増(2箇年計画)
38年	4,922,046		12,301	283	
39年	5,937,273		13,318	309	
40年	6,984,864		12,484	267	
41年	8,123,096	10,067	13,904	310	第1次交通安全施設等整備事業3箇年計画
42年	9,639,391	13,441	13,618	279	更新時講習導入
43年	11,690,755	16,941	14,256	268	
44年	14,021,970	19,517	16,257	305	東名高速全線開通
45年	16,528,521	23,290	16,765	331	交通安全対策基本法制定
46年	18,919,020	29,396	16,278	352	第1次交通安全基本計画
47年	21,222,715	38,244	15,918	304	交通警察官2,750人増員、三重県警で交通機動隊発足
48年	23,869,198	46,824	14,574	299	交通警察官3,100人増員
49年	25,962,870	55,630	11,432	258	交通警察官3,000人増員
50年	27,870,475	63,846	10,792	223	
51年	29,143,445	71,728	9,734	242	
52年	31,048,135	79,359	8,945	197	
53年	32,965,084	87,081	8,783	178	共同危険行為の禁止
54年	35,179,501	94,056	8,466	164	
55年	37,333,250	101,100	8,760	180	
56年	38,992,023	106,083	8,719	158	
57年	40,834,041	110,045	9,073	172	三重県警で交通管制センター運用開始
58年	42,687,435	113,722	9,520	203	
59年	44,558,835	116,616	9,262	214	
60年	46,362,874	119,520	9,261	210	シートベルト着用義務化(運転者及び助手席)
61年	48,240,555	121,804	9,317	214	初心運転者講習導入
62年	50,223,439	124,603	9,347	199	
63年	52,645,676	128,010	10,344	245	
元年	55,136,643	131,629	11,086	245	初心運転者期間制度導入
2年	57,993,866	135,634	11,227	283	
3年	60,498,850	140,254	11,109	253	
4年	62,713,454	144,958	11,452	272	
5年	64,498,279	149,482	10,945	230	
6年	66,278,836	153,733	10,653	248	
7年	68,103,696	157,792	10,684	248	
8年	70,106,536	161,891	9,943	197	
9年	71,775,647	165,883	9,642	213	
10年	72,856,583	169,614	9,214	228	高齢者講習導入(75歳以上。現在は70歳以上)
11年	73,688,389	172,981	9,012	204	東名高速で女児2人が飲酒運転の大型トラックに追突され死亡
12年	74,582,612	176,013	9,073	213	チャイルドシート使用の義務化
13年	75,524,973	179,061	8,757	221	危険運転致死傷罪
14年	76,270,813	184,973	8,396	211	
15年	76,892,517	187,393	7,768	174	
16年	77,390,245	189,559	7,436	187	
17年	78,278,880	191,770	6,937	163	
18年	78,992,060	193,857	6,415	167	福岡県で女児3人が飲酒運転の乗用車にひき逃げされ死亡
19年	79,236,095	195,897	5,796	118	飲酒運転の罰則引き上げ、自動車運転過失致死傷罪
20年	79,080,762	197,956	5,209	110	後部座席シートベルト着用の義務化
21年	78,800,542	200,084	4,979	112	飲酒運転の行政処分強化、認知機能検査導入
22年	78,693,495	201,878	4,948	135	
23年	78,660,773	203,489	4,691	95	
24年	79,112,584	204,713	4,438	95	京都府で無免許・居眠りの乗用車にはねられ児童・保護者多数が死傷
25年	79,625,203	206,084	4,388	94	
26年	80,272,571	207,016	4,113	112	自動車運転死傷処罰法の施行
27年	80,670,393	207,738	4,117	87	
28年	80,900,730	208,152	3,904	100	
29年	81,260,206	208,226	3,694	86	東名高速であおり運転を端緒とする死亡事故
30年	81,563,101	208,251	3,532	87	
元年	81,789,318	208,168(*)	3,215	75	

(\*信号機設置数は暫定値)

## 【県内における本年中の交通事故の発生状況】

○当県の交通事故情勢は、全国と同様に、長期的に見て改善傾向にありますが、そうした中で、次表のとおり、本年に入ってから死亡事故が多発するようになり、前年対比で11件・12人増加という状況にあるため、歯止めをかける必要があります。

	令和2年5月末現在	令和元年5月末現在	増減数	増減率
人身事故	1,253件	1,601件	-348件	-21.7%
うち死亡事故	37件	26件	+11件	+42.3%
死者数	38人	26人	+12人	+46.2%
負傷者数	1,596人	2,083人	-487人	-23.4%

○本年中に発生した死亡事故37件の内訳を見ると、次表のとおり、①人対車両の事故が多い、②歩行中の死者が多い、③高齢者の死者が多いという傾向が認められます。これは、ここ10年来の傾向と一致しており、これに見合った対策を講じることが必要です。

		本年	前年同期比	
類型別 (計37件中)	○人対車両	16件	+9件	
	○車両相互	11件	-1件	
	○車両単独	10件	+3件	
当事者別 (計38人中)	○自動車乗車中	13人	+1人	
	○二輪車乗車中	5人	±0人	
	○自転車乗用中	3人	+1人	
	○歩行中	17人	+10人	うち道路横断中が11人
年齢層別 (計38人中)	○65歳以上	24人	+12人	
	○20歳～64歳	13人	-1人	
	○19歳以下	1人	+1人	

## 【交通事故に対する社会的関心の高まり】

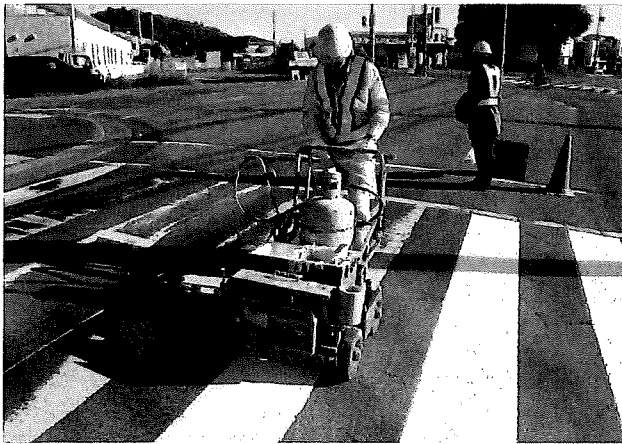
○令和元年5月に、滋賀県大津市の交差点で、保育園児ら16人が死傷した交通事故が発生したことから、未就学児や児童生徒の交通安全に対する関心が高まっています。当県でも未就学児らが利用する経路の道路交通環境の安全性に関する総点検を行い、道路管理者と共に危険箇所における対策を講じています。



○平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路上で、あおり運転に起因する死亡事故が発生し、その後もドライブレコーダー等に録画された全国の同種事案の状況が度々報道されたことから、あおり運転に代表される危険運転行為に対する関心が高まっています。国会において法令の手当がなされたことから、改正規定の効果的な施行が望まれています。



## 【歩行者保護施策の推進】



### ①横断歩道対策

- 劣化が進んだ横断歩道の塗り替えを推進します。令和2年度も前年度に引き続き1億数千万円の予算が容認されました。昨年度は生活道路を重点に、今年度は幹線道路を重点に施工します。
- 横断歩道で一時停止しないドライバーが多いことにかんがみ、横断歩行者妨害の取締りを強化しています。



### ②生活道路対策

- 住宅街を中心とする一定のエリアを全域30キロ規制する「ゾーン30」として指定し、道路管理者と連携して歩行者が安心して通行できる道路交通環境整備を行います。
- 生活道路で移動オービスを活用した速度違反取締りを推進し、住宅街の細街路を裏道又は抜け道として利用する自動車の速度抑制を図ります。

### ③未就学児・児童生徒の交通安全対策

- 朝夕の通園・登下校の時間帯に、警察官が街頭に出て、ボランティアや保護者、教職員の方々と保護活動と兼ねて安全指導を行います。
- 新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、YouTubeで新入生の交通安全教育に適した動画を配信しています。



【高齢ドライバー関連施策の推進】



①法定講習や任意の交通安全教室の実施

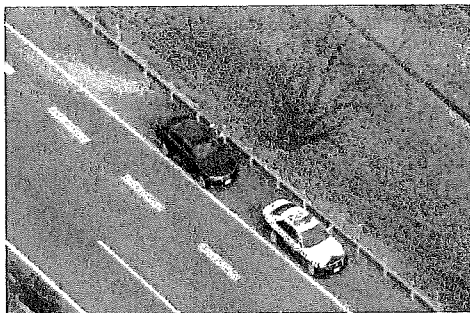
- 免許更新の機会に、認知機能の検査、座学、運転シミュレーター・実車指導を組み合わせ、加齢に伴う身体機能低下の体感、安全運転に必要な知識及び技能の維持向上を図ります。
- 法定講習とは別に事故を起こしたことがある高齢ドライバーを招き、サポカーの効果体験や実車指導を交えた講習会を開催します。

②運転免許証の自主返納に関する利便性の向上

- 本年4月より、自主返納の受け付けを交番・駐在所でも行えるよう制度を整えました。

【あおり運転対策】

- 道路交通法と自動車運転死傷処罰法が改正されたことを受け、改正規定を効果的に運用し、あおり運転の撲滅を図ります（施行日は6月30日と7月2日）。
- 高速道路及び名阪国道においては、ヘリコプターがあおり運転を行う車両を発見・追尾し、地上のパトカーと連携して、取締りを行っています。



	違反内容	罰則・行政処分
道路交通法 (妨害運転罪)	車間距離をつめるなどのあおり運転等、通行を妨害する目的で妨害運転を行い、交通の危険を生じさせると判断された場合	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数25点、免許取消し(2~5年)
	妨害運転を行い、高速道路や名阪国道において、相手の車を停止させたり、一般道を含む道路において、相手の車に急ハンドルを切らせたり、クラクションを何度も鳴らすような著しい交通の危険を生じさせた場合	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点、免許取消し(3~10年)
自動車運転死傷処罰法 (第2条の危険運転致死傷に2類型追加)	走行する車の前で停止するなど著しく接近する運転をした結果、人を死傷させた場合	【死亡させた場合】 1年以上の有期懲役(最高20年) 違反点数62点 免許取消し(8年)
	高速道路や名阪国道で停車するなどの方法で、走行中の車を停止又は徐行させる行為をした結果、人を死傷させた場合	【負傷させた場合】 15年以下の懲役 違反点数45点~55点 免許取消し(5~7年)